## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	『証拠金を合算して管理するための詳細なルールを予め定めておく必要があることから、金融商品取引所がそのルールを定せてきることとします"とのことだが、なぜ取引所 FX に限定されるのか。利便性の観点から店頭 FX でも認めてもらいたい。 証拠金を合算して管理するための詳細なルールを予め定めておく必要というのは知れても、詳細なルールの管理は可能と思われる。取引所 FX の利便性だけが高まることになり、店頭 FX にとっては不利(取引所と比較して)な取引条件となってしまう。	FX 取引に係る証拠金と FX 取引以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理すること(以下「一体管理」)は、顧客の利便性向上に繋がると考えますが、一方で、顧客保護の観点から、一体管理を行うための詳細なルール整備が必要であると考えています。 金融商品取いに関する事項とされての業務規程等の必要的記載事項とされてのおり、その変更には当庁の認可が必要あることが可能です。このため、金融商品取引所が業務規程等においめ、金融商品取引所が業務規程等におい
2	今回の府令改定を合うでは、金融のの所が証拠をを合うでは、でででは、ででででは、でででででででででででででででででででででででで	てルールを定めている場合に、一体管理を認めることとしています。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	証拠金等について、一方に不足が生じた場合に他方から補足を行うことの顧客同意を得る方法として、「書面」による方法だけでなく、「電磁的方法」による方法も認めて欲しい。	ご意見を踏まえ、電磁的方法による同意が可能となるよう、規定を修正いたします。
4	まず、FX 業者が仲介と自己売機械取が問題である。機械取が問題である。機械のがある。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でお通じいの手法と、の音法と、の音法にである。 でお通じいる。 が出している。 が出している。 が出している。 が出りをではないのはではないのでである。 であるでははが、たといいのののでははである。 でははが、ないのではである。 であるでははが、ないのののででである。 であるでははが、これである。 であるでははが、これである。 であるでははが、これである。 であるではなが、これである。 で見るようなでの手、自動化ではない。 で見るようなではないできませい。 で見るようなではないできませいの手、自動化を禁止してほしい。	今回の改正は、FX 取引に係る証拠金と FX 取引以外のデリバティブ取引に係る証 拠金を合算して管理できるようにするこ とを目的としたものですが、ご指摘の点 についてはご意見として承ります。